

「ASNITE 校正事業者認定の一般要求事項」の制定について

制定要旨

「ASNITE 試験事業者又は校正事業者認定の一般要求事項」の後継規程の制定

主な改正点

- ① ASNITE 試験事業者と ASNITE 校正事業者の要求事項を、読みやすくするために分離する。
- ② マルチサイト事業者の認定に対する要求事項を追加する。
(「ASNITE 校正事業所認定の一般要求事項」の「附属書 1」参照)
- ③ IAJapan 技能試験に関する方針(URP24) を引用することに修正する。
(「ASNITE 校正事業所認定の一般要求事項」の「7 項」参照)
- ④ 認定を維持するための遵守事項に、認定に用いられる規格を用いた認証行為の禁止を追加する。
(「ASNITE 校正事業所認定の一般要求事項」の「9 項」及び「様式 1」参照)
- ⑤ CIPM 分野の認定の検査周期について追記する。
(「ASNITE 校正事業所認定の一般要求事項」の「8 項」参照)
- ⑥ JCSS 登録の一般要求事項の改正に併せて修正する。
- ⑦ その他全体的な字句の訂正

以上